

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十六号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

様式第五十四号（裏面）中「(6)」を「(4)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人囲碁国際交流の会
- 三 代表者の氏名
合田 寅彦
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県ふじみ野市市沢二丁目八番七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主にラテンアメリカ諸国の市民・学生に対し、頭脳スポーツあるいは芸術といわれる囲碁の交流及び普及に関する事業を行い、日本の伝統文化の普及と国際親善に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 なかよしねっと
- 三 代表者の氏名
豊喜 玲子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市朝志ヶ丘一丁目二番 六号棟一〇八号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい児者に対する、地域に根ざした生活支援を行い、障がい児の発達保障および障がい児者を持つ家庭の豊かな生活づくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふじみっこ・夢みらい

三 代表者の氏名

本橋 千賀子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市大字鶴馬三五一六番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな団体とのネットワークを広げながら、子どもたちの自主性・創造性・社会性を育てる活動を推進する。

また、継続的に子どもたちの成長を見守り子ども一人ひとりの生きる力を育む活動に取り組み、あらゆる世代や多文化の交流を通じ、地域が支えあう社会を目指す。

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鶴ヶ島市学童保育の会
- 三 代表者の氏名
細田 勝実
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字椿山裏四百七番地一
- 五 定款に記載された目的
この会は、会員の協同互助による運営を基本とし、保育を必要とする小学校の児童の、豊かで安全な放課後の生活の場を築くとともに、地域の人々と協力し、すべての子どもたちのため、また障害のある人や高齢者等、援助や支援を必要とする人々のため、豊かで思いやりのある地域社会の確立を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コモンズ
- 三 代表者の氏名
石川 芳章
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市狭山二十三番十七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民、地域、企業などとの連携を構築し、地域住民がいつまでも「自分らしく」「安心して」「活き活きと」暮らせる社会（まち）を創造することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百五十四号

平成二十三年埼玉県告示第四百二十号（埼玉県税条例の規定による申告等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日のうち、青森県及び茨城県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日から同年七月二十八日までの間に到来するものについては、自動車税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）を除き、同年七月二十九日とする。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十五号

平成二十三年三月十一日、加須市の区域のうち平成二十二年三月二十三日に行われた市町村の合併前の旧大利根町の区域内において発生した東北地方太平洋沖地震による災害を被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十六号

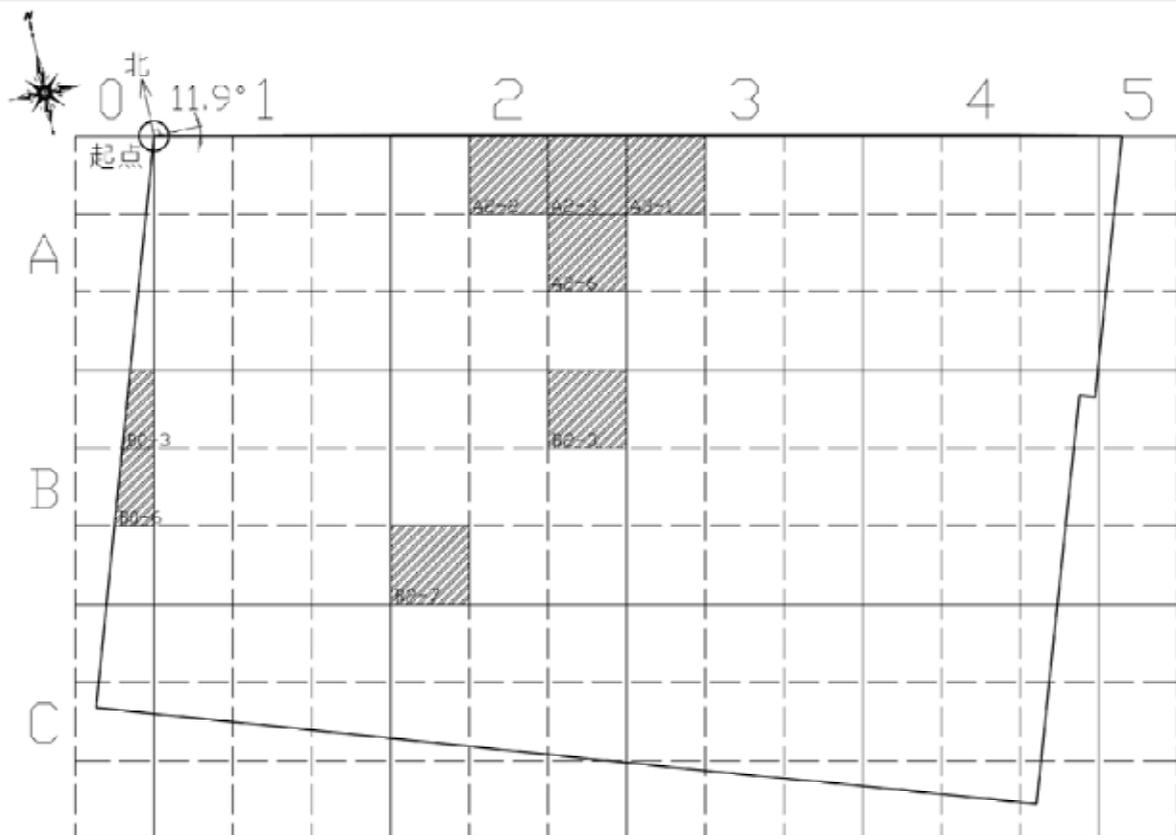
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年六月二十一日

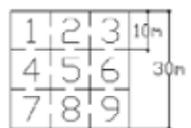
埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県幸手市東四丁目千五百二十六番一の一部、千五百二十七番一の一部、千五百二十七番二の一部、千五百二十七番三の一部、千五百二十八番一の一部、千五百五十番二の一部、千五百五十一番三の一部、千五百五十一番四の一部、千五百五十二番三の一部及び千五百五十三番三の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



起点は、埼玉県幸手市
東四丁目1525-1の
最北端とする



 形質変更所要届出区域

告示

埼玉県告示第七百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー

埼玉県熊谷市本石二丁目百三十五番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前八時（平成二十三年七月一日から平成二十三年九月二十二日

まで実施予定）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）利用開始時刻 午前八時三十分

（変更後）利用開始時刻 午前七時三十分（平成二十三年七月一日から平成

二十三年九月二十二日まで実施予定）

ハ 変更年月日

平成二十三年七月一日

二 届出年月日

平成二十三年六月九日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

埼玉県新座市東北二丁目三十二番十二号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前八時（平成二十三年七月一日から平成二十三年九月二十二日

まで実施予定）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）利用開始時刻 午前八時三十分

（変更後）利用開始時刻 午前七時三十分（平成二十三年七月一日から平成

二十三年九月二十二日まで実施予定）

ハ 変更年月日

平成二十三年七月一日

二 届出年月日

平成二十三年六月九日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

大井サテイ

埼玉県ふじみ野市ふじみ野一丁目二番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前八時（平成二十三年七月一日から平成二十三年九月二十二日

まで実施予定）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）利用開始時刻 午前八時三十分

（変更後）利用開始時刻 午前七時三十分（平成二十三年七月一日から平成

二十三年九月二十二日まで実施予定）

ハ 変更年月日

平成二十三年七月一日

二 届出年月日

平成二十三年六月九日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カルフル狭山

埼玉県狭山市大字上奥富字上川原千百二十六 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前八時（平成二十三年七月一日から平成二十三年九月二十二日

まで実施予定）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）利用開始時刻 午前八時三十分

（変更後）利用開始時刻 午前七時三十分（平成二十三年七月一日から平成

二十三年九月二十二日まで実施予定）

ハ 変更年月日

平成二十三年七月一日

二 届出年月日

平成二十三年六月九日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第七百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

狭山ショッピングデパート

埼玉県狭山市入間川三丁目三千六百二十四番一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前八時（平成二十三年七月一日から平成二十三年九月二十二日

まで実施予定）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）利用開始時刻 午前八時三十分

（変更後）利用開始時刻 午前七時三十分（平成二十三年七月一日から平成

二十三年九月二十二日まで実施予定）

ハ 変更年月日

平成二十三年七月一日

二 届出年月日

平成二十三年六月九日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口キャラ

埼玉県川口市前川一丁目一番七十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前八時（平成二十三年七月一日から平成二十三年九月二十二日

まで実施予定）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）利用開始時刻 午前八時三十分

（変更後）利用開始時刻 午前七時三十分（平成二十三年七月一日から平成

二十三年九月二十二日まで実施予定）

ハ 変更年月日

平成二十三年七月一日

二 届出年月日

平成二十三年六月九日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

せんげん台パークタウンショッピングデパート

埼玉県越谷市千間台西三丁目二番十二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前八時（平成二十三年七月一日から平成二十三年九月二十二日

まで実施予定）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）利用開始時刻 午前八時三十分

（変更後）利用開始時刻 午前七時三十分（平成二十三年七月一日から平成

二十三年九月二十二日まで実施予定）

ハ 変更年月日

平成二十三年七月一日

二 届出年月日

平成二十三年六月九日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第七百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前九時

（変更後）午前八時（平成二十三年七月一日から平成二十三年九月二十二日

まで実施予定）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）利用開始時刻 午前八時三十分

（変更後）利用開始時刻 午前七時三十分（平成二十三年七月一日から平成

二十三年九月二十二日まで実施予定）

ハ 変更年月日

平成二十三年七月一日

二 届出年月日

平成二十三年六月九日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第七百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム狭山日高インター飯能店

埼玉県飯能市大字芦荻場字中原四百四十六番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）スーパービバホーム狭山日高インター飯能店

埼玉県飯能市大字芦荻場四百三十九 一番地外

（変更後）スーパービバホーム狭山日高インター飯能店

埼玉県飯能市大字芦荻場字中原四百四十六番地

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成十九年六月二十日外

二 届出年月日

平成二十三年六月九日

二 縦覧期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール埼玉大井

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目三番十五号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ビバモール埼玉大井

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目百七十五番地一外七筆

（変更後）ビバモール埼玉大井

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目三番十五号

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成十六年十一月十三日外

二 届出年月日

平成二十三年六月九日

二 縦覧期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

埼玉県志木市柏町一丁目六番七十五号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ビバホーム志木店

埼玉県志木市柏町一丁目九百三十 十三

（変更後）ビバホーム志木店

埼玉県志木市柏町一丁目六番七十五号

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十三年二月十一日外

二 届出年月日

平成二十三年六月九日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百六十八号

平成二十二年埼玉県告示第六百九十三号で公示した基本測量（精密測地網高精度三次元測量）は、平成二十三年二月十八日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

一 道路の種類 県道

二 路線名 西平小川線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
山字堀北一二二七番三地先まで	比企郡小川町大字青山字堀北一二二 三八番一地先から同郡同町大字青	区 間
八・五六 一〇・四五	一〇・五六 一二・二〇	敷地の幅員 (メートル)
	二〇・五六	延長 (メートル)
	自転車歩行車道整備工事。	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十一日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水 村 正 和

西平小川線	路線名
比企郡小川町大字青山字堀北二二三八番一地从先から同郡同町大字青山字堀北一二二七番三地从先まで	供用開始の区間
平成二十三年六月二十一日	供用開始の期日
延長一〇・五六メートル。	備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水 村 正 和

一 道路の種類 一般国道

二 道路線名 二百五十四号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>字岳木一二八番一地先まで</p>	<p>比企郡小川町大字勝呂字石塚六五 五番三地先から同郡同町大字勝呂</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・七九 一二・一七</p>	<p>九・五五 一〇・三三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>九七・四一</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>自転車歩行車道整備工事。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十一年六月八日

指令越建セ第二一〇〇一九〇号

二 検査済証番号

平成二十三年六月十六日

越建セ第一一二一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣字中原七百九番十五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字清地六丁目十一番二十二号フォレストプレイス杉戸

Ⅱ二〇四

吉瀬 咲太郎

告 示

埼玉県選管告示第八十三号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十三年六月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(1) その他の政治団体（記載順序は50音順）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
杉戸町三幸会	井上 直子	新井 敏	北葛飾郡杉戸町清地1-6-13
松伏町三幸会	山崎 正義	渡辺 忠夫	北葛飾郡松伏町築比地747